

- * 後期高齢者医療制度をただちに廃止し、老人保健制度に戻せ
- * 「宙に浮いた・消えた・消された」年金記録は、1人の犠牲者も出さず解決せよ
- * 年金の受給資格期間25年を、当面10年に短縮せよ
- * 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ
- * 消費税の増税に反対

あけましておめでとうございます

今年は国民年金制度ができて50年になります。すべての国民が公的年金に加入し、老後が保障される「国民皆年金」と喧伝され半世紀が過ぎました。

現在、国民年金のみを受給する人の年金額の平均は、月額4万8千円です。今、50年経って無年金・低年金の高齢者が多数存在することが、現行年金制度の欠陥を証明しています。

さらに、派遣など雇用状況の悪化によって、厚生年金、共済年金の加入者は減り、国民年金の保険料納付率は下がり、国民は、将来の公的年金制度への不信、不安を感じています。

質問にお答えします。

Q、民主党の「7万円の最低保障年金」の約束は、どうなっているのでしょうか。

A、今年になって、細川律夫厚生労働相は、「マニフェストを前提とせず、話し合ったほうがいい」と発言しているようです。（朝日、東京など）

民主党が、選挙に勝ち政権の座についてから1年半が経ちましたが、「マニフェスト」で約束した「年金制度の改革と7万円の最低保障年金」はほとんど進展せず、前述の細川厚労相の発言となりました。「ウヤムヤにならないか？」と疑いたくなります。

民主党の「7万円の最低保障年金」については、完成するのが40年後であり、保険料を払えない人には保障されないため、③現在の無年金・低年金者を救済できないし、将来の無年金・低年金者対策にもならないなど、各方面からの批判が続いています。

民主党は、これらの批判に答えるべきではないでしょうか。

世論調査では、常に年金を重視する意見が多く、世論が昨年参議院議員選挙での各党の年金政策に影響し、最低保障年金については、公約として一定の前進がありました。

年金者組合は、1989年の創立以来21年間、「最低保障年金制度の創設」を主張し続けてきました。先輩たちの先見性にあらためて敬意を表し、運動を広げていきたいと思ひます。

Q、物価が下がっているようですが、年金も下がるのですか。

A、年金は、初めて受給したときの年金額が生涯保障されるわけではなく、物価が下がれば年金も下がる仕組みになっています。

毎年1月末に、総務省から前年(1月から12月までの平均)の「全国消費者物価指数」が発表され、この指数に基づいて物価スライドが行われます。

菅首相は、「景気がよくないので年金は下げない」といっていましたが、すぐに前言をひるがえし、「法律どおり物価スライドを行う(年金を下げる)」というように変わりました。

このままでは、0.3%の年金引き下げが実施されてしまいます。

小淵内閣のときに、景気が悪くなり物価が下がりました。3年間で1.7%の物価下落がありましたが、景気対策のひとつとして年金の引き下げを行いませんでした。

年金から天引きされる介護保険料・国民健康保険料(後期高齢者医療保険料)・所得税・住民税などが上がり続けたため、年金手取額は減り続けています。これに追い討ちをかける年金額そのものの引き下げが行われようとしていることに、年金受給者は怒りに燃えています。

Q、国民年金の保険料の「免除」申請で、一時所得があると認められませんか。

A、20歳から60歳未満の人が、国民年金の保険料を払えないとき、保険料の免除の制度があります。免除が認められると、受給資格期間となり、年金額にも反映しますから、利用したい制度です。

免除が認められるか否かは、前年度の所得によります。失業の場合は、前年度の所得が低所得でなくても、免除が認められます。

Sさんは、低所得のため、これまで保険料の免除を認められてきましたが、昨年、遺産を相続し一時所得がありました。免除を受けるための「所得の基準」を超えたので、今年は免除を受けられません。今年の所得が低ければ、来年は免除が認められます。免除・学生の納付特例・30歳未満の納付猶予などの制度を利用しましょう。

Q、夫の遺族厚生年金を受けるとき、自分が掛けた国民年金は無駄になるのでしょうか。

A、無駄になりません。妻の国民年金は、65歳から老齢基礎年金として支給され、夫の遺族厚生年金と両方を受け取ることができます。

妻に老齢厚生年金がある場合は、次のように複雑になります。

65歳未満までは、1つだけ受給しますが、65歳以上になると、次の3通りの計算をして、もっとも高い年金額が支給されます。夫の遺族厚生年金+妻の老齢基礎年金、妻の老齢厚生年金+妻の老齢基礎年金、 $[(\text{夫の遺族厚生年金} \times 2/3 + \text{妻の老齢厚生年金} \times 1/2) - \text{妻の老齢厚生年金}]$ をAとすると、 $A + \text{妻の老齢厚生年金} + \text{妻の老齢基礎年金} \dots$ となります。

全日本年金者組合中央本部・年金相談室から

- * 年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時まで
電話：03-5978-2751 FAX：03-5978-2777
E-mail/honbu@nenkinsha-u.org
- * 電話・FAX・メール・手紙等で、相談・質問・意見、何でもお寄せください。